

# 披露宴での持込DVD・CD(ご余興を含む)について ~適法利用に向けた上映規約~

## 【映画作品等の映像使用について】

映画会社のオープニングロゴや人気映画のシーンを盗用し、  
本来の字幕とは違う新郎新婦等の名前を織り込んだ字幕を挿入した映像は上映できません。

映画の著作物を著作権者の許諾を得ずに無断で一部でも利用すれば、例外(学校教育や時事報道など法律で認められている場合)を除き、著作権侵害という犯罪行為となり刑事罰が設けられています。また、民事上の損害賠償請求の対象となります。  
披露宴会場で1回上映するだけであっても該当いたします。刑事罰につきましては、2007年施行の著作権法改正により10年以下の懲役または1000万円以下の罰金ないしその両方となります。

著作権侵害となるため上映できません



## 【BGMの使用について】

ご披露宴にてお客様が映像をご用意される場合は、映像とあわせて音声を複製(録音)する事を必ず著作権者・著作隣接権者が許諾する必要がある為、ISUM楽曲データベース内より事前申告したBGM、著作権者・著作隣接権者に許諾を得た音源もしくはロイヤリティフリー音源のご使用をお願い致します。  
許諾のない音源を使用してご準備された場合、著作権法の法令遵守(※)の為上映致しかねますのでご注意下さいようお願い致します。  
ゲストの方がプロフィールビデオ・余興用映像等を作成される場合は、ご新郎ご新婦様から確実にお伝え頂きますようお願い致します。

### 【ロイヤリティフリー音源】

著作権者・著作隣接権者が使用許諾を前提に販売・提供をしている音源。一般に販売されているものではなく、ロイヤリティフリー音源として販売・無料で提供されているもの。

※映像に使用する音源は複製(録音)についてJASRAC等から著作権の使用許諾を得て、レコード会社等から著作隣接権の使用許諾を得る必要があります。ISUM手数料はこれらの許諾を含みます。

【著作権】作詞作曲等著作物製作者が持つことができる権利で、主にJASRAC等の著作権管理団体が管理しています。

【著作隣接権】アーティストやレコード会社などが持つ事が出来る権利で、市販のCDでは通常レコード会社が持っています。

### ※ 法令遵守《重要なお知らせ》

個人やご友人が制作になる演出映像で使用する音源も、著作権者・著作隣接権者の許諾を得る必要があります。

著作権者や著作隣接権者に無断でCD・BGMデータを複製する行為は著作権侵害に当たります。

著作権を侵害すると、民事上の責任(損害賠償の支払いなど)とともに、刑事上の責任(10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、ないしその両方が課せられます)。

※ CDをお持込頂く場合レンタルCDは対応出来かねます。市販CD原盤のみのご対応となりますのでご注意下さい。

※iTunes等のダウンロード音源は使用できません。

※ 音源をCD-R・USBメモリなどに複製使用する事は、著作隣接権(複製権)の侵害に当たるため使用できません。

## 【完成後のDVDについて】

完成後のDVDについては、挙式日の1週間前までにご提出下さい。

※事前にDVDの再生確認をさせて頂きます。予めスケジュールに余裕を持ってご制作下さい。

※提出前にご自宅のプレーヤーで再生の確認をお願い致します。

ご制作頂きました映像をお楽しみ頂く為に、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

シェラトン・グランデ・トーキョーベイ・ホテルブライダルコーディネート  
TEL 047-355-5580

営業時間  
平日 10:00 AM ~ 8:00 PM  
土日祝 9:00 AM ~ 8:00 PM